

告示

埼玉県収用委員会告示第二号

平成二十三年四月二十七日、土地収用法第四十五条の二の規定により、次のとおり収用の裁決手続開始の決定をしたので公告する。

平成二十三年五月十三日

埼玉県収用委員会会長 佐世芳

一 事件番号

埼玉県収用委員会平成二十二年度第七号

二 起業者の名称及び住所

狭山市

狭山市長 仲川幸成

埼玉県狭山市入間川一丁目二三番五号

三 事業の種類

狭山都市計画道路事業三・四・八号新狭山駅南口線

四 裁決手続開始の決定をした土地の所在、地番、地目及び面積

土地の所在 埼玉県狭山市大字東三ツ木字中島

地番 二〇〇番六

地目 登記簿 畑

現況 宅地

面積 登記簿 一四二平方メートル

実測 一四五・〇五平方メートル

裁決手続開始の決定をした土地の面積 二八・三七平方メートル

五 土地所有者の氏名及び住所

氏名 森田進平（持分一〇〇分の四六）

住所 埼玉県狭山市大字堀兼一二六一番地

氏名 森田満平（持分一〇〇分の一八）

住所 埼玉県狭山市大字堀兼一二六一番地

氏名 森田依見子（持分一〇〇分の一八）

住所 埼玉県狭山市大字堀兼一二六一番地

氏名 森田泰平（持分一〇〇分の一八）

住所 埼玉県狭山市大字堀兼一二六一番地

六 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所、権利の種類

氏名 東京電力株式会社 埼玉支店

住	所	川越支社長 坂口俊昭
権利の種類		埼玉県川越市三久保町一七番地四
氏名		賃借権及び使用借権
		東日本電信電話株式会社
		埼玉支店長 佐藤謙一
住	所	埼玉県さいたま市浦和区常盤五丁目八番一七号
権利の種類		使用借権
氏名		狭山ケーブルテレビ株式会社
		代表取締役 清水武信
住	所	埼玉県狭山市富士見二丁目四番五号
権利の種類		使用借権